

公益法人(特例民法法人)の皆さま

公益法人の永続的発展
(ゴーイングコンサーン)
を目指して

公益法人制度改革の正しい運用と、
公益法人の未来の可能性の扉を開くために



一般社団法人
公益法人支援協会

無料！！にて理事会・総会等での説明会を行っています

無料 実施

当協会は、理事及び事務局の方の責任遂行と公益法人制度改革の正しい理解・普及のため、理事会等での専門家(弁護士・会計士・税理士)の講師派遣(無料)を行っています。

社会的意義の大きい公益法人にとって、100年ぶりの大改正である公益法人法制度改革はまさに組織のパラダイムチェンジを時代が要請していると言えます。

しかしながら、現在公益・一般移行申請は公益法人全体の1%に満たない状態(平成21年7月31日現在)です。

これらの原因は、国・地方公共団体の制度改革セミナーが制度の概要説明にとどまり、公益法人の現場理事様・事務局様が、実際に起こすべき行動にまで言及できていないことが上げられます。当協会は、この改正が世の中に正しく普及されるために全国の法律家にて立ち上げられた組織です。新公益法人法の普及活動を通じて正しい公益性、すなわち社会地域に貢献することを目指して、真の行動を促すお手伝いのために理事会や社員総会における無料の説明会を実施しております。

実施した社団法人・財団法人の理事様などからは「やっと意味が分かった！」「本当はあと1～2年で動かなければ間に合わなかった、助かった。」など大変ご好評頂いております。(詳しくは協会ホームページをご覧ください)是非、ご活用ください。

協会の スタンス

当協会の目指している未来への責任

- ① 公益法人制度改革に関しては**専門家が存在しません**。当協会ではその**専門家の育成**を行っています。
- ② 全国の公益法人支援のために全国の法律家と研修会・研究会開催・知的ツール等の**研究開発**を行っています。
- ③ 研鑽を重ねた各地域の専門家を皆様の身近な相談相手としてホームページなどでご紹介差し上げ、公益法人の事務局が身元のわからないコンサルタントや不当に高額な報酬の提案等に巻き込まれないように**情報開示**を行っております。
- ④ 公益法人関係者の対象の書籍による知識の提供、内部統制(ガバナンス)の研究会、機関誌による**情報提供**を行っております
- ⑤ 内閣府や県の公益認定等委員会に対して公益法人の**現場からの逆提案**を行なっています。

当協会の会員事務所^{※1}は理事会等の説明会以外にも以下の具体的支援も行っています。^{※2}

※1 会員事務所は公益法人支援協会に所属し、かつ公益支援認定事務所としての知識・実力を測るため日々研鑽をしている全国の法律事務所・会計事務所をいいます。

※2 当協会は左記目的の支援研究団体であり・顧問及び代行業務等直接の支援業務は各会員事務所がオリジナルで契約をおこなうもので医師会や弁護士会と同じく収益業務は行なっておりません。各会員の業務内容については当協会は一切関与しておりません

地域の会計事務所だからこそ安心して一緒に考えてもらえる。

シェアリング
報酬

公益法人の理事及び事務局の安心と安全を守るため、外部相談役・パートナーとして公益法人制度改革の内容・申請・計画及び会計・税務・公益法人の内部統制についての相談者としての窓口を開設しています。^{※3}

※3 当会会員は、公益法人を専門とする職業会計人及び法律事務所です。これまで会計・税務の専門家による顧問とは以下のように相談内容が全く異なります。

顧問相談内容の一例

1	当組織が公益目的事業比率を見直す際に含めることが出来る経費などに洩れはないですか？	合・協同組合との展開方法とはどういう内容ですか？
2	現在の経理業務の手順等における問題点・課題は何ですか？又、その改善策は何ですか？	10 60年基準、16年基準、20年基準のそれぞれの改正点の違いから財務諸表と計算書類等と財産目録等の違いを明確に教えてください
3	役員報酬が不相当に高額でない旨の根拠について整理・保存するにはどうすれば良いですか？	その他、公益法人運営上のご相談(一部)
4	公益目的財産額の減額の為に理解しておくべき5つのポイントとはなんですか？	公益法人制度改革の経緯・概要 公益法人制度改革三法 制度改革スケジュールと移行申請 現行公益法人の選択肢 一般法人・公益法人の法律上位置づけ 行政庁による公益認定と監督 一般法人法の概要
5	株式等保有制限について対応策のうち、もっとも当組織に適した方法は何ですか？	法人の成立・名称・定款の作成 経理的基礎の財政基盤の明確化 特別の利益の供与社会的合理性
6	事業譲渡が必要な場合とその場合の制約はありますか？又、合併の場合に制約はありますか？	投機的な取引について取引の規模・内容 公益目的事業の収入の事業単位判定 公益目的事業の収入の公益活動判定 収益事業の公益目的事業への影響
7	非営利一般法人移行に際して考えられる当組織にとってのメリット・デメリットは何ですか？	同一団体の範囲 会計監査人の設置の必要性 役員報酬等の支給基準 社員の資格得喪の条件
8	公益法人認可を選択した際に考えられる当組織にとってのメリット・デメリットは何ですか？	他の団体の意思決定関与について 不可欠特定財産の定款記載について 財産の帰属先の定款記載について
9	公益事業部門と収益事業部門との分割やSPC(証券化)有限責任事業組	…等々

地域の会計事務所だからこそ安心して代行してもらえます。

代行 支援

事務局が居ない、事務局の手が足りない・・・等々、公益法人を維持していく上で、公益法人事務局ではカバーできない部分について守秘義務のある専門家が支援(一部代行を含みます)いたします。

代行・支援内容の一例

公益移行申請作成代行・支援
一般移行申請作成代行・支援
公益目的支出計画作成代行・支援
経理改善支援
諸規定アドバイス・サンプル提供
会計ソフト導入支援
経理手順書作成支援
事業計画作成代行支援
定款アドバイス・サンプル提供
内部統制運営支援
理事会における公益法人制度改革説明会代行支援
社員総会・評議員会における公益法人制度改革説明会代行支援
理事会における内部統制説明会代行支援
公益法人主催勉強会における経営・税務・会計セミナー代行支援
会計監査
税務監査
税務申告
・・・等々

支援報酬

支援にかかる時間によるタイムチャージ方式とさせていただきます。

※タイムチャージとは代行・支援業務に要した時間×一定の単価で報酬を頂くものです。
タイムチャージで業務を受任する際、当協会会員事務所では1時間あたり1万円(税別)を基準としてご請求させて頂いております。

(タイムチャージ方式を採用する背景)

公益法人といえども財団・社団の違い、所轄する県・主務官庁の違い・財産や収益の多寡、収益事業と公益目的事業の割合、理事・社員・評議員の人数などその内容は法人によって全く異なります。そのため支援に対して画一化された標準時間を設定することは困難です。

当協会の会員事務所は原則としてコンサルティング(請負)業務はいたしません。本来公益法人制度改革に対する対応は公益法人自身が決定し、認定・認可は認定等委員会が行うもので、私ども職業会計人は顧問・相談役という立場で公益法人の中の一員となって、一緒に考えていくスタンスを基本としております。その上で、本来公益法人自身が行うべき作業の代行・支援について明確なタイムチャージ(時間計算)にて行わせていただいております。

《公益法人支援協会 会員会計事務所》

株式会社 楠本浩総合会計事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 3-16-24 ハーツ天神 8F

TEL: 092(724)0110 FAX: 092(716)8778

HP: <http://www.kusumoto-jp.net/> E-Mail: koueki@kusumoto-jp.net